## 議案第34号

大阪市火災予防条例の一部を改正する条例案

大阪市火災予防条例(昭和37年大阪市条例第14号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(屋内消火栓設備に関する基準)	(屋内消火栓設備に関する基準)
第39条 次に掲げる防火対象物には、屋内消	第39条 [同左]

(1) 令別表第1個項に掲げる防火対象物 (小規模特定用途複合防火対象物 (規則 第13条第1項第2号に規定する小規模特 定用途複合防火対象物をいう。以下同 じ。)のうち、同表(13)項に掲げる用途に供 する部分の床面積が当該防火対象物の延 べ面積の10分の9以上であるものを除 く。) で、延べ面積が、特定主要構造部(建 築基準法第2条第9号の2イに規定する 特定主要構造部をいう。以下同じ。)を耐 火構造とし、かつ、壁及び天井(天井の ない場合にあつては、はり及び屋根)の 室内に面する部分の仕上げを難燃材料で した防火対象物にあつては3,000平方メ ートル以上、特定主要構造部を耐火構造 としたその他の防火対象物又は同条第9 <u>号の3イ</u>若しくは口のいずれかに該当

し、かつ、壁及び天井(天井のない場合

にあつては、はり及び屋根)の室内に面

する部分の仕上げを難燃材料でした防火

火栓設備を設けなければならない。

(1) 令別表第1個項に掲げる防火対象物 (小規模特定用途複合防火対象物 (規則 第13条第1項第2号に規定する小規模特 定用途複合防火対象物をいう。以下同 じ。)のうち、同表(13)項に掲げる用途に供 する部分の床面積が当該防火対象物の延 べ面積の10分の9以上であるものを除 く。) で、延べ面積が、主要構造部を耐火 構造とし、かつ、壁及び天井(天井のな い場合にあつては、はり及び屋根)の室 内に面する部分の仕上げを難燃材料でし た防火対象物にあつては3,000平方メー トル以上、主要構造部を耐火構造とした その他の防火対象物又は建築基準法第2 条第9号の3イ若しくは口のいずれかに 該当し、かつ、壁及び天井(天井のない 場合にあつては、はり及び屋根)の室内 に面する部分の仕上げを難燃材料でした 防火対象物にあつては2,000平方メート ル以上、その他の防火対象物にあつては 対象物にあつては2,000平方メートル以上、その他の防火対象物にあつては1,000平方メートル以上のもの

(2) 令別表第1各項に掲げる防火対象物 で、地階を除く階数が5以上のもの(特 定主要構造部が耐火構造であるか、若し くは主要構造部(建築基準法第2条第5 号に規定する主要構造部をいう。) が不燃 材料で造られているもので、5階以上の 階の部分の床面積の合計が100平方メー トル(特定主要構造部が耐火構造で、か つ、5階以上の階の部分の壁及び天井の 室内に面する部分の仕上げを準不燃材料 でしたものにあつては、200平方メート ル) 以下のもの、又は特定主要構造部が 耐火構造であるもので、5階以上の部分 が床面積が合計100平方メートル(当該部 分の壁及び天井の室内に面する部分の仕 上げを準不燃材料でしたものにあつては 200平方メートル) 以内ごとに耐火構造の 床若しくは壁又は防火戸で区画されてい るものを除く。)

1,000平方メートル以上のもの

(2) 令別表第1各項に掲げる防火対象物 で、地階を除く階数が5以上のもの(主 要構造部が耐火構造であるか、若しくは 不燃材料で造られているもので、5階以 上の階の部分の床面積の合計が100平方 メートル(主要構造部が耐火構造で、か つ、5階以上の階の部分の壁及び天井の 室内に面する部分の仕上げを準不燃材料 でしたものにあつては、200平方メート ル) 以下のもの、又は主要構造部が耐火 構造であるもので、5階以上の部分が床 面積が合計100平方メートル(当該部分の 壁及び天井の室内に面する部分の仕上げ を準不燃材料でしたものにあつては200 平方メートル) 以内ごとに耐火構造の床 若しくは壁又は防火戸で区画されている ものを除く。)

[2·3 略]

[2·3 同左]

備考 表中の[]の記載は注記である。

附則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。 令和6年2月9日提出

大阪市長 横山 英幸

## 説明

屋内消火栓設備に関する基準を改めるため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。